慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	合衆國連邦裁判所において適用すべき法
Sub Title	Applicable law in the U.S. federal court
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.2 (1960. 2) ,p.353- 368
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	及川恒忠先生追悼論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600215-0353

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合衆國連邦裁判所において適用すべき法

平　良

序　言
一　「連邦に關する問題」
二　實體法と手續法の區分
三　適用される州法
四　州裁判所の「連邦法」
結　言

序　言

私は先稿[1]において、スウィフト對タイソン事件より、エリー鐵道對タムキンズ事件にいたる、連邦裁判所において適用すべき法はいわゆる連邦のコモン・ローであるか、或は州のコモン・ローであるかといつた問題について紹介した。前二稿とも私の力の足りなさから省みて意に滿たない點も少なくない。それらは合衆國におけるこの問題の原則の發展の紹介にとどまつている。これについて後日補正したいと考えているが、本稿においては論議のまとになつたエリー鐵道會社事件を通して一般化された「連邦裁判所においても州法を適用する」という原則のそれ以後の解釋および發展を明らかにしたい。[2]

（1）拙稿「合衆國連邦裁判所における州法――スイフト對タイソン事件からエリー鐵道會社對タムキンズ事件まで――」法學研究第二八巻第一二號、および「連邦のコモン・ローとエリー鐵道會社對タムキンズ事件の法則」法學研究第二九巻一・二・三合併號所掲。

（2）Shepard Citation に從つて數えると、エリー鐵道事件の判例集中における引用は一九五九年夏までに一九四七件に及んでいる。もつともこの中に同一判例中に二回以上引用している場合、説明中判例集の註に引用している場合も含んでいるが、同一判例が複數の判例集に掲載されている際は一つだけを數えた。事件そのものは種々の面を持つているから引用の理由も同一ではないが、大部分は連邦裁判所における州法の適用の問題、或は州市民籍を異にする當事者間の訴訟の管轄權の問題に關連しているのであり、特に賛・否、多數意見、少數意見を見ると、前者の場合が大部分であることは充分に注目に價いする。

なお法律機關誌中、判例研究或は論説として本事件および本事件と關連して取扱つているものは少なくとも二八〇を數えることが出來る（American Law Library Association Bibliography に從つて一九五九年半ばまでにいたる）。これらの多くの資料を見ることは不可能であり、本稿においては特に論議のまとなり、また、問題を提出した判例を中心に考えてみたい。

一　「連邦に關する問題」

前稿においては主として、州市民籍を異にする diversity of citizenship というだけの理由で、たまたま連邦裁判所に提起された事件について、州法の適用を回避しようと努め、當該州の市民である當事者に不當な不利益を生ずることがあつてはならないといつた、タムキンズ事件[3]の精神を支えている一連の判例を一九四九年のウッヅ事件[4]にいたるまでたどつてみた。そうして同年のコーエン事件[5]においては裁判官が意見を異にするという現象を生じていることにも觸れた[6]。ここでは、タムキンズ事件の法則の制限について見られる論議の多くは、タムキンズ事件後ほぼ十年を經ているとも考えられ、その間連邦地方裁判所は當該地域にある州裁判所が適用するように實體法を適用し、その中には法の抵觸を規定する法規 Rules of conflict of laws（或は州際私法とでもいうことが出來る）も含むものであるという、一九四一年のクラクソン會社對ステンター會社事件（以下クラクソン事件と略稱）[7]の法則が行われていたように見える。しかしながら、すでに一九四二年にクリアフ

ィールド信託會社對合衆國事件[8]において、連邦地方裁判所がタイソン事件の法則を適用し、ペンシルヴェニア州法を適用しているのに對し、連邦控訴裁判所はタイソン事件の法則の適用はないと判斷し、最高裁判所も控訴裁判所を支持しているという事例を見るのである。この事件において理由とされているところは、この事件は「連邦に關する問題」federal questions を含んでいるのであつて、州法を適用することによつて、合衆國によつて保障されている權利や義務を不安定なものにしてしまうであろう、ということにある。もつとも、この事件そのものを見ると果して「連邦に關する問題」が直接の關心事であるのかという點については必ずしも納得しえない、すなわちそれはかなり間接的なものと見ることも可能である。すなわち、本件はわずか二四ドル二〇セントという少額の、合衆國大藏省よりフィラデルフィアにある連邦銀行を經て振り出された小切手をめぐる文書僞造にはじまる事件であり、この小切手が名宛人以外の者によつてデパートにおいて支拂われた後に、同じくペンシルヴェニア州のクリアフィールドにある銀行に預金された後に、小切手が第三者によつて使用されたことが判明した。合衆國は信託銀行に對して拂いもどしの請求をしている。地方裁判所は合衆國の信託銀行に對する通知が不當に遲れ、當事者間の權利はペンシルヴェニア州法によつて決定されているものと考えて、タムキンズ事件の法則の適用をしたものである。[9]

同樣に「連邦に關する問題」を含んだ主要な判例として一九四八年のフランシス對南太平洋鐵道會社事件[10]が見られる。同事件は州市民權を異にするといつた理由でユタに在る連邦裁判所に提起された不法行爲に關する事件であり、この點においてはタムキンズ事件と極めて類似している。しかしながらこの事件においては、連邦法であるヘップバーン法 Hepburn Act 或は一九四〇年の運輸法 Transportation Act の範圍内に屬する鐵道從業員の無賃パスの使用がからんでいる。單なる不法行爲法上の問題と考えればタムキンズ事件の法則によつて問題なくユタ州法を適用し、原告が損害賠償をうることは明らかであるが、連邦裁判所はパスそのもの、從つて原告が乘車していたということそのものが連邦法の下にある「連邦

に關する問題」であり、合衆國憲法第六條第二項の「最高法規條項」Supremacy Clause によつて州法の上にあるものと考えて、タムキンズ事件の法則の適用を排除しているのである。もつともこの事件については合衆國最高裁判所において三人の判事から成る少數意見が加えられている。少數意見によると、多數判事の準據した主要な判例は一九〇四年の北太平洋鐵道會社對アダムズ事件であり、[11] 一九三八年にタムキンズ事件が表われ、連邦裁判所において適用すべき州法に關して一應の原則を示している以上、その原則に反する一九三八年以前の判例に準據することは危險であると考えている。[12]

このように連邦に關する問題を理由とするタムキンズ事件の法則に對する制限は「連邦に關する問題」をどこまで擴張し、或は縮小して解釋して行くかによつて、かなり異なつた結果になることは想像しうる。すなわち、州際通商において、連邦破産法において、[13] 連邦鐵道勞働者法[14]を通して、その解釋においては、かなり廣範圍に州法の領域に屬する契約或は不法行爲のコモン・ローを適用する問題を避けて通るといつた結果になるのであり、かつて州際通商條項の擴張解釋によつてかなり廣く、連邦の權限ということに藉口して、實質的には州に屬する事項に連邦法の影響を及して行くと同じことも豫想しうるのである。[15]

（3）Erie R. Co. v. Tompkins (1938) 304US64, 82LEd1188, 114ALR1487, 58SCt817.
（4）Woods v. Interstate Realty Co. (1949) 337US535, 93LEd1524.
（5）Cohen v. Beneftial Industrial Loan Corporation (1949) 337US541, 93LEd1528.
（6）拙稿、法學研究第二九卷一・二・三合併號四一九頁。
（7）Klaxon Co. v. Stentor Electric Mfg. Co. (1941) 313US538, 85LEd327.
（8）Clearfield Trust Co. et al. v. U. S. (1942) 318US363.
（9）この事件において、小切手そのものは連邦の機關を通して拂い出されてはいるが、拂い出しされた土地、受取り地、また、想像される文書僞造の行われた土地はすべてペンシルヴェニア州の中であると考えられる。管轄權については「州市民籍を異にする」という理由よりも「連邦に關する問題」にもとづいて連邦裁判所に提起されたものであると考えられる。

(10) Francis et al. v. Southern Pacific R. Co. (1948) 333US445.
(11) Northern Pacific Co. v. Adams (1904) 192US440. 本事件ではパスが無料であるというのはそれを利用する利益が會社の恩惠にもとづいている以上は會社の責任であると考えなければならないのでないか、といつた態度をとつている。
(12) 同樣の鐵道事故で、州裁判所に提出された州境を越えて走る汽車に適用される法——この種の汽車には「州際通商」が問題になる——について、州裁判所は過失の認定について連邦の判例に從つている。Donnelly v. Southern Pacific Co. et al. SCt of Cal (1941) 118 P2d 465.
(13) Vanston Bondholders Protective Committee v. Green (1946) 329US146.
(14) California v. Taylor (1957) 77SCt1037 1LEd (2d) 1034.
(15) Conflict of Laws は我國においては、國際私法と譯しうるものであるが、合衆國においては國際間というより、州際間における法の抵觸こそ問題になるのであり、或は連邦と州間の法の抵觸が本稿の主たる問題であり、はなはだ未熟な言葉であるが、便宜上「州際私法」——連邦と州も含むが——といつた譯語を使用してみることとした。

二　實體法と手續法の區分

一九四一年のクラクソン事件[16]は、エリー事件の法則に從つているものといえるが、この事件では「たまたま州市民籍が相違するというだけの理由で、すぐそばに同じところに置かれている州裁判所と連邦裁判所が異なつた判決にいたるというのでは、平等な司法の運營を缺くことになる。」ので、連邦の地方裁判所も、その置かれている州の裁判所と同じように行動すべきであり、從つて州裁判所が、その州の「州際私法」規定に拘束されると同じく、「州際私法」を考慮すべきである。すなわち連邦裁判所における反致 renvoi の問題を提起している。このことと、既にエリー事件および連邦裁判所民事訴訟規則の制定を通して理解されて來たこと、および、コモン・ローの傳統的な原則とが相まつて連邦裁判所では從來重要な問題となつていなかつた、實體法と手續法の區分の問題、或はその性質決定の問題が提出されるにいたつたのである。すなわ

ち當該事件について正當な管轄權をえた裁判所は自らの手續にもとづいて、必要に應じて、他の實體法を適用する以上、何を手續法とし、何を實體法と見るべきであろうか。既にエリー事件において爭われていることを見ても形式的には、ペンシルヴェニア州法と連邦法の適用の問題であるが、一方においては、鐵道會社の主張する不法侵害者に對する義務、更にそれとからまつた寄與過失 contributory negligence の問題が含まれていると考えるならば、寄與過失の原理そのものが手續であるか實體的なものであるかという點について論ぜられていることから考えても、既にこの問題を考えなければならない素地はあつたと見ることが出來る。寄與過失についてはパルマー對ホフマン事件（一九四三年）[17] 擧證責任 burden of proof についてはシティ・サービス石油會社對ダンロップ事件（一九三九年）[18] において、既に連邦裁判所は州法に從うことを明らかにしているが、一般的にこの問題が論ぜられているのは、ニュー・ヨーク・ギャランティ・トラスト會社對ヨーク事件（一九四五年）[19] であろう。

この事件においては、州出訴期限法 statute of limitation を適用すべきか否かということが主要な問題となつている。第一審である連邦地方裁判所は被告勝訴、第二審である控訴裁判所は原審の被告を敗訴としているのであり、最高裁判所はこの控訴審の判決を更にくつがえしているのである。もつとも、この判決は二名の裁判官が加らず、三名の裁判官が少數意見の側に立つている。いわば四對三の判決で、そのままでは拘束性ある判例とはいえないかもしれない。元來、出訴期限法については、それを訴權の消滅と見る實體的なものと考えるか、或は、訴權ないしは他の實體的な權利は存在するが、その救濟を受ける方法がなくなつてしまつたという手續的なものと考えるかというかなり厄介な性質決定の問題を提供するであろう。フランクファーター判事によつて代表される多數意見は、この事件を破棄・差戻という結果にいたつているが、結論としては實體法であるとか手續法であるとかいつた議論はこの事案について直接には重要なことではなく、むしろエリー事件において生み出された政策、すなわち、州市民籍の相違を理由として異なつた裁判所に同一事件を提出した際に、異なつ

た結果を見ることがないように、州裁判所の解するところに從うべきであると考えている。そして、出訴期限が權利の實體に密接に關連している場合には實體的なものと解せられることを示唆している。この事件そのものから出訴期限そのものについての明瞭なテストをえられると言つたものでなく、問題はむしろ、エリー事件に示された基本的精神の確認といつたところに置かれているといえよう。

たとえエリー事件の「精神」に從つたとしても、また、たとえ實體法と手續法についての性質決定が明白にされたとしても、一つの事件について、併合した管轄權を持つた裁判所がある以上は、實質的に同じ結果になるということは完全な形では保證されていない。すなわち、夫々が獨立した手續を持つている以上は、異なつた結果になりうるのである。試に同一事件が異なつた裁判官と陪審、異なつた證據法則の下に審理された場合を考えてみれば良い。その結果として出來上つて來るものについての實質的な同一性は殘された問題であるといえよう。

(16) Klaxon Co. v. Stentor Electric Mfg. Co. (1941) 前出。本件はニュー・ヨークの法人とデラウェアの法人の爭いで、デラウェアの連邦裁判所に提起された。同地方裁判所はニュー・ヨーク法を適用、連邦控訴裁判所はこれを承認している。連邦最高裁判所はデラウェア州に在る連邦裁判所は、デラウェア州裁判所が行うと同じ裁判を行うべきであり、法の選擇の問題についてデラウェア州になんらかの原則がある以上、連邦裁判所が勝手に選擇すべきでないとして破棄・差戻をしている。

(17) Palmer v. Hoffman (1943) 318US109, 117.

(18) Cities Service Oil Co. v. Dunlop (1939) 308US208.

(19) Guaranty Trust Co. of New York v. York (1945) 326US99. フランクファーターによつて示されるところによると、出訴期限法によつて州裁判所に訴を提起出來なくなつているのに、市民籍を異にするという理由で連邦裁判所には提起出來るということが許されるだろうかという點から考察している。その本來の權利が州法から出ているものであるならば、連邦裁判所が介入する必要はないのでないかという見解になつて來る。

三　適用される州法

適用さるべき州法については、既に述べた問題と共に、何を判例法と考えるかということにも關連して來る。本項においてはこの問題と既に擧げて來た事柄とについての連邦裁判所における主要な論議に觸れなければならない。

何を州判例法と見做すかについて、一九四八年にキング對アメリカ旅行者會事件[20]（以下キング事件と略稱）が見られる。この事件において兩當事者はノース・キャロライナ州法が適用される點については意見が一致している、しかしながらノース・キャロライナ州においては、同種の事件についてはただ一つの判例、それも無記錄の事實審裁判所の判例が見られるだけであつた。これについて、連邦最高裁判所の見解によると、判例法としての拘束力はその州における先例としての價値から決定されるべきものである以上は、その價値の少ない判例に準據する必要はないと考えている。このような下級裁判所の判例について拘束力を認めえないということはかなり明らかであろう。ヴァンデンバーク對オウエンス・イリノイ・ガラス會社事件[21]（一九四一年）においては、州最高裁判所の判例は法としての價値を認めるべきものであり、連邦裁判所によつては州法は如何にあるべきかという議論をしうるものでなく、何が州法であるかを認めるだけであり、連邦と州の間における州法の解釋に調和がとれるようにすべきであると考えている。そのためには裁判所は何が州法であるかを見出すために最善の努力を拂う必要があるのである。しかしながら、もし州法上確立した原則が見られない場合には、ルサー對メイプル事件[22]（一九五八年）から解されるように、もし同じ地域すなわち州の中にある連邦裁判所において定つている判決があるならば、それに準據することは許されるし、又、連邦裁判所が州法を豫想し、その州の最高裁判所が將來判決するであろうところの豫言をすることは禁ぜられていないと解しているのである。

ということは決して、タムキンズ事件の法則を離れて、タイソン事件にいう連邦のコモン・ローの適用にもどつたもので

はない。すなわち連邦裁判所は、州における裁判所の秩序の一部として行動することを要求されてくることとなり、あたかも州裁判所の一つとして判決することになるからである。とはいえこのことが逆に連邦裁判所の判事に一つの誤解を生じて來ることも考えられる。すなわち、一九五二年のシカゴ國立銀行對ユナイテッド・エア・ライン事件[22]（以下、エア・ライン事件と略稱）は最高裁判所において五對四の判決をえている問題のある事件であるが、この中に考えるべき興味ある問題を提出しているのである。

この事件は、イリノイ州所在の連邦地方裁判所に係屬した事件であり、原告銀行はユタ州において飛行機事故のために死亡した者の遺産執行者として訴を提起している。被告もイリノイ州において業務を營んでいる以上、イリノイ州にある連邦裁判所について管轄上の問題はない、けれどもイリノイ州にある連邦地方裁判所は訴を却下し、連邦控訴裁判所もその立場を支持している。その理由とするところはイリノイ州の「不法行爲によつて生じた死に關する法律」wrongful death statute の適用にある。すなわちイリノイ州においては「州外において生じた不法行爲上の死について、イリノイ州において訴を提起することは許されない。」[24]原則である。從つて在イリノイ連邦裁判所は、イリノイ州裁判所として行動することによつて、この訴を却下したと解せられる。しかしながら、コモン・ロー上の傳統的な原則である、不法行爲について適用すべき法、すなわち實體法は訴訟原因の生じた土地、すなわち、ユタ州法であり、手續法は裁判地の手續法であるということから考えると、この事件の裁判地はイリノイ州裁判所でなくて、在イリノイ連邦裁判所であり、この兩者は夫々獨立した手續を持つていることは明らかであり、この條文をイリノイ州の手續法と解するなら適用されるものでない、また、この條文を實體法と解するならば、訴訟原因の發生地であるユタ州の實體法が登場して來るのであり、いずれにしろこの事件についてイリノイ州法の適用はかなり緣遠いものとなつているであろう。こうした問題を生じたのは、その前年にヒューズ對フェター事件[25]（以下ヒューズ事件と略稱）があり、ほとんど同じ狀況の下に事件が州裁判所を經て、連邦の最高裁判所に上告されたこ

とを無視しえないからである。

この事件は死亡を伴う不法行爲について、ウィスコンシン州ではその原因が同州内で發生していないかぎり訴を認めることは出來ないという理由で、イリノイ州において發生した訴訟原因であるからと訴の却下をしている事件である。原告はウィスコンシンの法律は「充分な信頼と信用に關する條項」に反するものであると爭い、最高裁判所は原判決を破棄し差戻している。もつともこの事件はいわゆる七對二の判決であり、その先例としての價値は薄いものということになろう。この少數意見はこうした問題は「州の政策」によつて決定されるものであるとする。

州の政策によつて決定されるものであるとすると、前項にふれた實體法と手續法の性質決定の問題も州によつて決定されるものであるかということになる。一九五三年のウェルズ對サイモンズ・アブレエシィヴ會社事件[26]（以下ウェルズ事件と略稱）は三人の反對意見を含む最高裁判所の判決である、この事件において、在ペンシルヴェニア連邦裁判所は、たとえアラバマ州における、本件に關連した出訴期限法が「作りつけ」、すなわち實體的權利義務保障と密接な關連を持つているにしても、ペンシルヴェニア州の出訴期限法に從つたからといつて「充分な信用と信頼に關する條項」を侵すものではないという見解をとつている。このことは、出訴期限法そのものが手續的なものであるか、實體的なものであるかという先述の議論と併せて考えるならば、ユナイテッド・エア・ライン事件と同樣の狀況を想定しうるのであり、一方は州のすくなくとも手續法にかたよつたと考えられる法を連邦裁判所で排斥し、一方は同じく手續法にかたよつた法を容認していると一般化してしまえることになる。問題は性質決定に正面から取り組まず、州の政策という多少あいまいな點に基準を求めている點にも殘されているようである。[27]

(20) King v. Order of United Commercial Travelors of America (1948) 333US153.

(21) Vandenbark v. Owens-Illinois Glass Co. (1941) 311US538. 事實審裁判所においてオハイオ州法にもとづく訴訟原因なしと

して訴を却下しているが、連邦最高裁判所は單獨判事裁判所 nisi prins 及び控訴裁判所の見解は州法を示しているであろうとして破棄したものである。またフィデリティ・ユニオン信託會社對フィールド事件 Fidelty Union Trust Co. v. Field (1940) 311US169. においてニュー・ジャージイのエクィティ裁判所 Chancery Court は、最高裁判所とはいえないけれど、他に法となるべきものが見られない以上はその判決に從うべきものと解している。ウッヅ事件においては、連邦の事實審裁判所は、何が州法であるかを見出すために最善の努力をなすべきであると言っている。

(22) Luther v. Maple (1958) 250 F2d 916. この事件は最高裁判所の判決ではない。ネブラスカ州において生じた交通事故にもとづく不法行爲上の損害賠償請求事件である。ネブラスカ州法を通しては、妻が夫の過失により損害を蒙った際に、その賠償を請求出來るかという點について矛盾した二つの判例がある以上、連邦裁判所は一應連邦の第一審裁判所の見解に從うべきであろうという見解をとっている。

(23) First National Bank of Chicago v. United Air Line (1952) 342US396.

(24) C. 70, §2, Illinois Revised Statutes.

(25) Hughes v. Fetter et al. (1951) 341US609. 原告によって代理されている死者ヒューズはウィスコンシンの市民であり、同人がイリノイ州において交通事故によって死亡している。事件はウィスコンシン州裁判所に提起され、ウィスコンシン州法によって訴訟原因なしとして訴を却下されているものである。

(26) Wells v. Simonds Abrasive Co. (1953) 345US514.

(27) ヒューズ事件、ユナイテッド・エア・ライン事件、およびウェルズ事件は三ヵ年の間に見られる一連の事件であり、この間に合衆國最高裁判所判事のとった立場の變化を見ることは興味がある。

ヒューズ事件	多數意見	ブラック、ヴィソン、ダグラス、バートン、クラーク、少數意見	フランクフアータト、リード、ジャクソン、ミントン							
ユナイテッド・エア・ライン事件	多數意見	ブラック、ミントン、ダグラス、バートン、クラーク、補足意見	ジャクソン、少數意見(一)	リード、少數意見(二)	フランクフアーター					
ウエルズ事件	多數意見	ヴィンソン、フランクフアーター、リード、ダグラス、バートン、クラーク、少數意見	ジャクソン、ブラック、ミントン							

これを見ると、終始多數意見に加っているダグラス、バートンおよびクラークの三判事を除いて（ちなみに、この三判事が最高裁判所

判事に任命されたのは、それぞれ、一九三九年、一九四五年および一九四九年で、これらの事件の當時は任命の順序からいつて新顔に屬する）他の判事の見解はかなり動いていることに氣がつくのである。この三判事を除いて、また既にこの頃までに職を退いた判事を除外して、タムキンズ事件について比較すればいずれもタムキンズ事件の多數意見に加つているといえるが、その數は少なくあまり比較の意味をなさない。何れにしろこうした比較は、最高裁判所判事にとつても、これらの事件の説示が容易なものでなかつたことを示している。

四　州裁判所の「連邦法」

これらの判例から引き出されて來る一つの問題は、もし連邦法というものが州法とは別に存在するとするならば、また、連邦法が州法と異なる原則を示している時に、一般の他州の法を排除することが許されている場合に、連邦法を排除することが許されるかといつたことである。合衆國憲法の「最高法規條項」すなわち連邦憲法・條約・法律の州法に對する優越性を認めているにもかかわらず、なお、この問題を殘している。[28]というのは、他州の刑事法、或は、州の政策に反する法などは、たとえ「充分な信頼と信用に關する條項」full faith and credit clause があるにもかかわらず、適用しないでいることが許されているからである。同じ訴訟原因にもとづく事件で、連邦法においては刑事法的な色彩を與えている場合に州裁判所のとるべき立場を明らかにしなければならない。

一九四六年のテスタ對キャット事件[29]においては連邦法は州にとつて、他「州」の法と考えるかどうか、といつた問題を提出している。この事件は價格統制令 Emergency Price Control Act に違反して闇取引を行つた者に對して、公定價額を越えた部分について、三倍を越えない金額を徴取するという規定の解釋をめぐる事件である。そしてこの違反行爲は州裁判所も併合管轄權を持つていることとされている。州第一審裁判所は三倍に當る損害賠償を認め、州控訴裁判所は單に超過した價額について損害賠償金を認めているが、州最高裁判所はこの法律の性格は刑事的なものであり、他「州」の刑事的性

格を持つた法を適用しないからには、州裁判所でこれを適用することはないという理由で破棄している。これに對して合衆國裁判所は「最高法規條項」を認めているということは、すでに連邦法の州法に對する優越性を認め、連邦の政策の州の政策に勝ることを認めているのであり、自州の法ではないという口實でこの適用の排除をすることは許されないとしているのである。

一九五一年にはダイス對アクロン・カントン・ヤングスタウン鐵道會社事件[80]（以下ダイス事件と略稱）が見られる。これは連邦使用者責任法 Federal Employers' Liability Act の適用と、州法である不法行爲法の適用の問題を含んでいる。合衆國最高裁判所において四人の少數意見者を見ることが出來るが、法の選擇の問題およびそれにともなう實體法と手續法の區分を示している。第一審のオハイオ州裁判所は、原告が連邦法の下に請求し、陪審が原告に損害賠償額をうることを定めたにもかかわらず、オハイオ州の法則によつて陪審の評決を破棄させている。これに對してオハイオ州控訴裁判所は連邦法が支配している以上陪審の評決を破棄することは許されないものと解しているのである。州最高裁判所において一名の少數意見者が見られるが、この問題についてはオハイオ州法が支配的なものであり、この爭點についてオハイオ州では裁判官が判斷を下すことが明らかであるとしている。合衆國最高裁判所の多數はオハイオ州控訴裁判所の見解を支持し、州最高裁判所の判決を破棄している。すなわち、或る爭點について、裁判官が判定するか、陪審が判斷するかということは、この場合には連邦法に定める權利保護に實體的に關連している以上はオハイオ州裁判所において連邦法を適用すべきものと解している。少數意見はオハイオ州裁判所が連邦法を正當に適用していないのでないかという理由で、判決の破棄差戻という判斷には一致しているが、異なつた反對意見を述べている。[81] すなわち、こうした事件を他の州法上の過失の事件と區別する理由はないのであつて、もし或る州が陪審を持たないという手續を明らかにしているならば、連邦法を强制して陪審員を集めるということは不可能でないか、事件が州裁判所に係屬した以上州の裁判所の手續に從うことは當然であると理解している。

それ以後において、この使用者責任法上の責任と、州不法行爲法上の責任とからまつた事件はかなり見られるのであり、この事件の多數意見に示された見解に沿つて判斷はされて來てはいるが、現實の問題としてこの少數意見に述べられた見解を考えてみる必要はあるようである。たしかに或る手續が實體的な權利保障と密接に結びついていて、それを獨立した手續であるとしてしまうことが出來ない場合もあろう。しかしながら、それだからといつてその州にない手續にもとづき審理し裁判することは强制出來ない場合も生じて來る。それは單に州の政策に藉口して他「州」の法の適用を避けるというより、不可能なことを强要する場合も考えられる。少數意見に示された陪審を採用していない州においても、「連邦に關する問題」の事件が州裁判所に係屬することを豫想して、連邦のために陪審員の名簿を作成しておくことが考えられるだろうか。

（28）他州の制定法についての「充分な信用と信頼」の意味は他州の判決の既判力に對する「信用と信頼」とは異なっている。Magnolia Petroleum Co. v. Hurt (1943) 320US430. 刑事法については例えば、McGrath v. Tobin (R.I. 1954) 103 A2d 796. 州の政策の問題としては、Pacific Employees Inc. v. Industrial Ast. Comm. (1939) 306US493. など、州に明白な政策が認められない時は他州の法が適用されることになる。John Hancock Mut. Life Ins. Co. v. Yates (1936) 299US178.

（29）Testa v. Katt (1946) 330US386.

（30）Dice v. Akron, Canton & Youngstown R. Co. (1951) 342US359.

（31）ちなみに、少數意見に加っている判事は、フランクファーター、リード、ジャクソン、およびバートンである。後のフランクファーターの同種の事件から察すると、彼は最高裁判所に州で解決すべき事件まで持ち込むことを憂慮しているようである。少數意見は「判決」judgement には同意するが、意見には反對である dissenting opinion という表現をしている。

結　言

上記の諸判例はタムキンズ事件以後の連邦裁判所の州法の適用の問題と關連しているものについてふれているものであるが、もとより數多くある判例の中の一部である。或は主要な判例であると考えられるにしても、ここから一つの傾向を推測

することはいささか大膽なことであるかもしれない。しかしながらこれらの諸判例およびその他の判例からやはりなんらかの形の連邦のコモン・ロー、或は國家的な形のコモン・ロー national common law の存在することを否定しさるわけには行かない。これらの諸判例には必ずといつていいほど少數意見が見られ、從つて或る判例なり原則なりが先例であり、判例法であるとしてしまうのは早計であるにしても、傾向を推測してみることは許されるであろう。

すなわち、タムキンズ事件そのものが必ずしも精密な理論構成の上に樹つていたものではなく、しかも一九三八年の連邦民事訴訟規則[82]の制定によつて、從來はいわば地方にある連邦裁判所が州の手續法に從つていたことから、連邦の手續法に從うことを明らかにし、しかも州法の外にある連邦實體法を適用することの弱點が明らかになつて來ている以上、一つの變化を要求されたことはいうまでもない。しかしながら、タムキンズ事件そのものは合衆國裁判所法[83]第一三三二條の「州市民籍を異にする」という理由にもとづくものであり、第一三三一條の「連邦に關する問題」を理由とする管轄權については解決を殘されていたのであり、この條文の解釋をめぐつて實際には連邦法の適用がかなり擴大され、特に國家的な必要にもとづいて連邦制定法の占める分野が現實に擴張されている場合に、州市民籍をテストするタムキンズ事件の法則を避けて通ることが見られるのである。タムキンズ事件の法則に從つたと考えられるクラクソン事件が州際私法の原則を連邦裁判所に持ち込み、連邦裁判所にも性質決定の問題を任せられるようになつたことから、かえつてダイス事件を通してうかがわれるような連邦法の擴張といつたことになつてしまつている。

タムキンズ事件において、こうした將來の發展が豫測されていたかどうかは必ずしも明らかではない。ただタムキンズ事件で「連邦の一般的なコモン・ローは存在しない。合衆國議會はその性格が地域的なものにせよ、『一般的』なものにせよ、州に適用さるべきコモン・ローの實體的法規を明らかにする權限はなく、合衆國憲法のどの條文も連邦裁判所にそうした權限を與えているものではない。」といつていることからうかがえば、クリアフィールド事件、フランシス事件、そしてダイス

事件につながつている第一三三一條を根據とする連邦に關する問題の擴大が、實質的に州に屬するコモン・ローの外にある、もう一つのコモン・ローの發展の口實を與えている。時の要求は法の解釋を變え、判例の說明を變えて行くことを餘儀なくさせるものであろう。

(32) Federal Rules of Civil Procedure for the United States District Counts (1938) 以後何回か修正されている。

(33) Judicial Code, 28 USC 第一三三一條および第一三三二條については一九五八年に修正されている。特に訴訟金額の變更、および、法人の管轄に必要な住所・市民籍の決定について重要である。